

行政処分の公表について

弊社のダイヤランド営業所は、令和5年4月26日に長崎運輸支局より一般監査が行われ、以下の処分を受けました。

当該処分を厳粛に受け止め、再発防止に努めてまいります。

記

1. 行政処分を受ける営業所
 - ・ダイヤランド営業所（所在地）長崎県長崎市ダイヤランド4丁目10番276
2. 行政処分の内容
 - ・輸送施設（事業用自動車）の使用停止 60日車
3. 違反事実及び適用条項
 - ・自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行した。
（運輸規則第45条）
4. 行政処分を受けた日
 - ・令和5年10月20日
5. 当該処分に基づき講じた改善策
 - ・車検有効期間満了日について、多重チェック態勢の構築。

以上